厚生労働省発老0917第2号 平成27年9月17日

指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長

厚生労働事務次官(公印省略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間 整備推進交付金の交付について」の一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

別紙

(傍線部分は改正部分)

別紙

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱

新

(通則)

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金 (以下「交付金」という。)は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が作成した先進的事業整備計画(高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。)に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)を推進することを目的とする。 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱

旧

(通則)

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「法」という。)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「旧整備法」という。)第5条第2項に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(以下「交付金」という。)は、市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が作成した法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の旧整備法第4条に基づく市町村整備計画(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により作成される面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画をいう。(高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。)以下同じ。)に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施に要する経費に充てるため、市

(交付の対象)

3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。

実施要綱第2の(1)のアによる先進的事業整備計画(以下「先進的事業整備計画」という。)に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業

新

(交付金の対象除外)

- 4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(交付額の算定方法)

- 5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 先進的事業支援特例交付金

(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第 3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない 方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない

町村に交付することにより、地域における<u>公的介護施設等</u>の施設及び設備等の整備事業 (以下「施設等整備事業」という。)を推進することを目的とする。

ĺΗ

(交付の対象)

- 3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。
- (1) 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱第2の(1) により市町村が作成する 面的整備計画(以下「面的整備計画」という。) に基づき、市町村が実施する施設等整備 事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業
- (2) 先進的事業支援特例交付金

実施要綱第4の(1)のアにより市町村が作成する介護療養型医療施設転換整備計画(以下「介護療養型医療施設転換整備計画」という。)及び実施要綱第4の(2)のアによる 先進的事業整備計画(以下「先進的事業整備計画」という。)に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業

(交付金の対象除外)

- 4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(交付額の算定方法)

5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未 満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(新規)

新 旧 法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。) を控除した額の合計額とを比較して (新規) 少ない方の額の合計額を交付額とする。 1 区分 2 基準額 3 対象経費 市町村提案 実施要綱の第 先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業 事業 の施設の整備(施設の整備と一体的に整備される 2の(3)に基づ く算定方法によ ものであって、地方厚生(支)局長が必要と認め り、厚生労働大臣 た整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費 が必要と認めた 及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務 額 に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その 額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当す る額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補 助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費 には、これと同等と認められる委託費、分担金及 び適当と認められる購入費等を含む。

新	旧
高齢者の生 実施要綱の第 先進的事業整備計画に基づく地域支え合いセ	(新規)
きがい活動や 2の(3)に基づ ンターの整備(施設の整備と一体的に整備される	
地域貢献等を く算定方法によ ものであって、地方厚生(支)局長が必要と認め	
目的としたN り、厚生労働大臣 た整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費	
PO法人等の が必要と認めた 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務	
非営利組織等 額 に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運	
<u>の活動拠点と</u> <u>搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その</u>	
なる「地域支 額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当す	
<u>え合いセンタ</u> <u>る額を限度額とする。)。</u>	
一」の整備事 ただし、別の負担(補助)金等において別途補	
<u> </u>	
には、これと同等と認められる委託費、分担金及	
び適当と認められる購入費等を含む。	

	(万川本式)
新	旧
既存の小規 実施要綱の第 先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福	(新規)
模福祉施設等 2の(3)に基づ 祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備	
においてスプ く算定方法によ (施設の整備と一体的に整備されるものであっ	
リンクラー設 り、厚生労働大臣 て、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含	
備等を整備す が必要と認めた む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事	
<u>る事業</u> <u>額</u> <u>務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費</u>	
用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷	
製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事	
費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度	
<u>額とする。)。</u>	
ただし、別の負担(補助)金等において別途補	
助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費	
には、これと同等と認められる委託費、分担金及	
び適当と認められる購入費等を含む。	

新

旧

認知症高齢 者グループホ ーム等におけ る利用者等の 安全性確保の 観点から行う 耐震改修等を 実施する事業

実施要綱の第2 の(3)に基づく 算定方法により、 厚生労働大臣が 必要と認めた額 先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。
ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(2) 先進的事業支援特例交付金

(予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、 第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して 少ない方の額の合計額を交付額とする。

(1) 地域介護·福祉空間整備推進交付金

(新規)

(予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)

面的整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。) を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

	兼	f .	旧			
1 区分	2 基準額	3 対象経費		1 区分	2 基準額	3 対象経費
高齢者と障	実施要綱の第2の(3)	高齢者と障害者や子どもとの共生型			実施要綱の第2の(6)	定期巡回・随時対応型訪
害者や子ども	に基づく算定方法によ	サービスを行う事業に必要な需用費、使		型訪問介護看護の実	の(ウ)に基づく算定方法	問介護看護の実施に必要な
との共生型サ	り、厚生労働大臣が必要	用料及び賃借料、備品購入費(備品設置		施のために必要な事	により、厚生労働大臣が必	霊用費、使用料及び賃借料、
ービスを行う	と認めた額	に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給		<u>業</u>	要と認めた額	備品購入費(備品設置に伴
事業		料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、				う工事請負費を含む。)、
		役務費、委託料。				報酬、給料、職員手当等、
「高齢者活力	実施要綱の第2の(3)	「高齢者活力創造」地域再生プロジェ				共済費、賃金、旅費、役務
創造」地域再生	に基づく算定方法によ	クトの推進のための、地域における包括				費、委託料。
プロジェクト	り、厚生労働大臣が必要	的なサービスを推進する事業に必要な				
の推進のため	と認めた額	需用費、使用料及び賃借料、備品購入費				
の、地域におけ		(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、				
る包括的なサ		報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、				
ービスを推進		旅費、役務費、委託料。		高齢者と障害者や	実施要綱の第2の(6)	高齢者と障害者や子ども
する事業				子どもとの共生型サ	<u>の(ウ)</u> に基づく算定方法	との共生型サービスを行う
その他高齢	実施要綱の第2の(3)	その他高齢者が居宅において自立し		ービスを行う事業	により、厚生労働大臣が必	事業に必要な需用費、使用料
者が居宅にお	に基づく算定方法によ	た生活を営むことができるよう支援す			要と認めた額	及び賃借料、備品購入費(備
いて自立した	り、厚生労働大臣が必要	る事業に必要な需用費、使用料及び賃借				品設置に伴う工事請負費を
生活を営むこ	と認めた額	料、備品購入費(備品設置に伴う工事請				含む。)、報酬、給料、職員
とができるよ		負費を含む。)、報酬、給料、職員手当				手当等、共済費、賃金、旅費、
う支援する事		等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託				役務費、委託料。
業		料。				

新	旧			
	「高齢者活力創造」	実施要綱の第2の(6)	「高齢者活力創造」地域再	
	地域再生プロジェク	<u>の(ウ)</u> に基づく算定方法	生プロジェクトの推進のた	
	トの推進のための、地	により、厚生労働大臣が必	めの、地域における包括的な	
	域における包括的な	要と認めた額	サービスを推進する事業に	
	サービスを推進する		必要な需用費、使用料及び賃	
	事業		借料、備品購入費(備品設置	
			に伴う工事請負費を含む。)、	
			報酬、給料、職員手当等、共	
			済費、賃金、旅費、役務費、	
			委託料。	
	複合型サービス事	実施要綱の第2の(6)	複合型サービス事業所等	
	業所等の設置による	の(ウ)に基づく算定方法	の設置による地域のサービ	
	地域のサービス資源	により、厚生労働大臣が必	ス資源と高齢者の住まいと	
	と高齢者の住まいと	要と認めた額	の連携を推進する事業に必	
	の連携を推進する事		要な需用費、使用料及び賃借	
	<u>業</u>		料、備品購入費(備品設置に	
			伴う工事請負費を含む。)、	
			報酬、給料、職員手当等、共	
			済費、賃金、旅費、役務費、	
			委託料。	

新		旧	
	_ 訪問看護ステーシ	_ 実施要綱の第2の(6)	_ 訪問看護ステーションの
	ョンの大規模化やサ	<u>の(ウ)に基づく算定方法</u>	大規模化やサテライト型事
	テライト型事業所の	により、厚生労働大臣が必	業所の設置に必要な事業の
	設置に必要な事業	要と認めた額	実施に必要な需用費、使用料
			及び賃借料、備品購入費(備
			品設置に伴う工事請負費を
			含む。)、報酬、給料、職員
			手当等、共済費、賃金、旅費、
			役務費、委託料。
	都市型軽費老人ホ	実施要綱の第2の(6)	都市型軽費老人ホーム及
	ーム及び小規模 (定員	の(ウ)に基づく算定方法	び小規模な養護老人ホーム
	29人以下)な養護老	により、厚生労働大臣が必	の実施に必要な需用費、使用
	人ホームの開設準備	要と認めた額	料及び賃借料、備品購入費
	に必要な事業		
			費を含む。)、報酬、給料、
			職員手当等、共済費、賃金、
			旅費、役務費、委託料。
		実施要綱の第2の(6)	介護療養型医療施設の改
	設の改修等による老	の (ウ) に基づく算定方法	修等による老人保健施設等
	人保健施設等への転	により、厚生労働大臣が必	への転換整備に必要な事業
	換整備に必要な事業	要と認めた額	の実施に必要な需用費、使用
	<u>扒上畑に石ダオオ</u>	NA C NO. A C NO.	料及び賃借料、備品購入費
			(備品設置に伴う工事請負
			一川四以 旦 (ト) 上 ず 明 只

新		 旧			
			費を含む。)、報酬、給料、		
			職員手当等、共済費、賃金、		
			旅費、役務費、委託料。		
	その他高齢者が居	実施要綱の第2の(6)	その他高齢者が居宅にお		
	宅において自立した	<u>の(ウ)</u> に基づく算定方法	いて自立した生活を営むこ		
	生活を営むことがで	により、厚生労働大臣が必	とができるよう支援する事		
	きるよう支援する事	要と認めた額	業に必要な需用費、使用料及		
	業		び賃借料、備品購入費(備品		
			設置に伴う工事請負費を含		
			む。)、報酬、給料、職員手		
			当等、共済費、賃金、旅費、		
			役務費、委託料。		
(Matrix)					
(削除)	(2) 先進的事業支援特例交付金				
	<u>(</u> 予算目名 地域介護・	福祉空間整備等施設整備交付	寸金)_		
	介護療養型医療施設転換整備計画又は先進的事業整備計画に記載された事業につき、次				
	<u>の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄</u>				
	に定める基準額とを比較	なして少ない方の額と、総事業	業費から寄付金その他の収入額を控除		
	した額の合計額とを比較	なして少ない方の額の合計額を	を交付額とする。		

新	_		Ħ
(削除)	1 区分	2 基準額	3 対象経費
	創設	実施要綱の第4の(1)	介護療養型医療施設転換整備計画に基
		のエの (ウ) に基づく算	づく事業の施設の創設整備(施設の整備
		定方法により、厚生労働	と一体的に整備されるものであって、地
		大臣が必要と認めた額	方厚生(支)局長が必要と認めた整備を
			含む。) に必要な工事費又は工事請負費
			及び工事事務費(工事施工のため直接必
			要な事務に要する費用であって、旅費、
			消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び
			設計監督料等をいい、その額は、工事費
			又は工事請負費の2.6%に相当する額
			<u>を限度額とする。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。

新			=
(削除)	改 築	実施要綱の第4の(1)	介護療養型医療施設転換整備計画に基
		のエの (ウ) に基づく算	づく事業の施設の改築整備(施設の整備
		定方法により、厚生労働	と一体的に整備されるものであって、地
		大臣が必要と認めた額	<u>方厚生(支)局長が必要と認めた整備を</u>
			含む。) に必要な工事費又は工事請負費
			及び工事事務費(工事施工のため直接必
			要な事務に要する費用であって、旅費、
			消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び
			設計監督料等をいい、その額は、工事費
			又は工事請負費の2.6%に相当する額
			<u>を限度額とする。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。
	改	_ 実施要綱の第4の(1)	介護療養型医療施設転換整備計画に基
		のエの (ウ) に基づく算	づく事業の施設の改修整備(施設の整備
		定方法により、厚生労働	と一体的に整備されるものであって、地
		大臣が必要と認めた額	<u>方厚生(支)局長が必要と認めた整備を</u>
			含む。) に必要な工事費又は工事請負費
			及び工事事務費(工事施工のため直接必
			要な事務に要する費用であって、旅費、
			消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び
			設計監督料等をいい、その額は、工事費
			又は工事請負費の2.6%に相当する額
			<u>を限度額とする。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事

新			=
(削除)			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。
	緊急ショ	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく緊急ショ
	<u>ートステイ</u>	のエの (イ) に基づく算	<u>ートステイの整備事業の施設の整備(施</u>
	の整備事業	定方法により、厚生労働	設の整備と一体的に整備されるものであ
		大臣が必要と認めた額	って、地方厚生(支)局長が必要と認め
			た整備を含む。) に必要な工事費又は工
			事請負費及び工事事務費(工事施工のた
			め直接必要な事務に要する費用であっ
			て、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷
			製本費及び設計監督料等をいい、その額
			は、工事費又は工事請負費の2.6%に
			相当する額を限度額とする。)。
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。

新			A
(削除)	都市型軽	実施要綱の第4の(2)	生進的事業整備計画に基づく都市型軽
	費老人ホー	のエの (イ) に基づく算	費老人ホームの整備(施設の整備と一体
	ム整備事業	定方法により、厚生労働	的に整備されるものであって、地方厚生
		大臣が必要と認めた額	(支) 局長が必要と認めた整備を含む。)
			に必要な工事費又は工事請負費及び工事
			事務費(工事施工のため直接必要な事務
			に要する費用であって、旅費、消耗品費、
			通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料
			等をいい、その額は、工事費又は工事請
			負費の2.6%に相当する額を限度額と
			<u>する。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。
	介護関連	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく介護関連
	施設等にお	のエの (イ) に基づく算	施設等における施設内保育施設の整備
	ける施設内	定方法により、厚生労働	<u>(施設の整備と一体的に整備されるもの</u>
	保育施設整	大臣が必要と認めた額	であって、地方厚生(支)局長が必要と
	<u>備事業</u>		認めた整備を含む。) に必要な工事費又
			は工事請負費及び工事事務費(工事施工
			のため直接必要な事務に要する費用であ
			って、旅費、消耗品費、通信運搬費、印
			刷製本費及び設計監督料等をいい、その
			額は、工事費又は工事請負費の2.6%
			に相当する額を限度額とする。)。
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事

新		I	日
(削除)			費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	<u>市町村提</u> <u>案事業</u>	実施要綱の第4の(2) のエの(イ)に基づく算	先進的事業整備計画に基づく市町村提 <u>案事業の施設の整備(施設の整備と一体</u>
		定方法により、厚生労働 大臣が必要と認めた額	<u>的に整備されるものであって、地方厚生</u> (支)局長が必要と認めた整備を含む。) <u>に必要な工事費又は工事請負費及び工事</u> 事務費(工事施工のため直接必要な事務
			に要する費用であって、旅費、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、工事費又は工事請 負費の2.6%に相当する額を限度額と
			<u>する。)。</u> <u>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事</u>
			費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

新			Ħ
(削除)	小規模(定	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく小規模の
	<u>員29人以</u>	のエの (イ) に基づく算	養護老人ホームの整備(施設の整備と一
	下) な養護老	定方法により、厚生労働	<u>体的に整備されるものであって、地方厚</u>
	<u>人ホーム整</u>	大臣が必要と認めた額	生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)
	備事業		に必要な工事費又は工事請負費及び工事
			事務費(工事施工のため直接必要な事務
			に要する費用であって、旅費、消耗品費、
			通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料
			等をいい、その額は、工事費又は工事請
			負費の2.6%に相当する額を限度額と
			<u>する。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。

新			Ħ
(削除)	高齢者の	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく地域支え
	生きがい活	のエの (イ) に基づく算	合いセンターの整備(施設の整備と一体
	動や地域貢	定方法により、厚生労働	<u>的に整備されるものであって、地方厚生</u>
	献等を目的	大臣が必要と認めた額	(支) 局長が必要と認めた整備を含む。)
	としたNP		に必要な工事費又は工事請負費及び工事
	O法人等の		事務費(工事施工のため直接必要な事務
	非営利組織		に要する費用であって、旅費、消耗品費、
	等の活動拠		通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料
	点となる「地		等をいい、その額は、工事費又は工事請
	域支え合い		負費の2.6%に相当する額を限度額と
	センター」の		<u>する。)。</u>
	整備事業		ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。

新			日
(削除)	既存の小	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく既存の小
	規模福祉施	のエの (イ) に基づく算	規模福祉施設等におけるスプリンクラー
	設等におい	定方法により、厚生労働	設備等の整備(施設の整備と一体的に整
	てスプリン	大臣が必要と認めた額	備されるものであって、地方厚生(支)
	クラー設備		局長が必要と認めた整備を含む。) に必
	等を整備す		要な工事費又は工事請負費及び工事事務
	る事業		費(工事施工のため直接必要な事務に要
			する費用であって、旅費、消耗品費、通
			信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等
			をいい、その額は、工事費又は工事請負
			費の2.6%に相当する額を限度額とす
			<u>3。)。</u>
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。

新			El .
(削除)	認知症高	実施要綱の第4の(2)	先進的事業整備計画に基づく認知症高
	齢者グルー	のエの (イ) に基づく算	齢者グループホーム等防災改修等支援事
	プホーム等	定方法により、厚生労働	業(施設の整備と一体的に整備されるも
	<u>における利</u>	大臣が必要と認めた額	のであって、地方厚生(支)局長が必要
	用者等の安		と認めた整備を含む。)に必要な工事費
	全性確保の		又は工事請負費及び工事事務費(工事施
	観点から行		工のため直接必要な事務に要する費用で
	う耐震改修		あって、旅費、消耗品費、通信運搬費、
	を実施する		印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ
	<u>事業</u>		の額は、工事費又は工事請負費の2.6%
			に相当する額を限度額とする。)。
			ただし、別の負担(補助)金等におい
			て別途補助対象とする費用を除き、工事
			費又は工事請負費には、これと同等と認
			められる委託費、分担金及び適当と認め
			られる購入費等を含む。
(なけるの 舞管 お)	(交付金の概算	払)	

(交付金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲 内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 7 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 先進的事業整備計画の内容を変更(軽微な変更を除く。) する場合には、地方厚 生(支)局長の承認を受けなければならない。ただし、地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金の経費の配分の変更は承認しないもの とする。

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内 において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 7 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 市町村整備計画の内容を変更(軽微な変更を除く。) する場合には、地方厚生(支) 局長の承認を受けなければならない。ただし、次の経費の配分の変更は承認しないものと する。
- ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金との 間の経費の配分

(2) <u>先進的事業整備計画</u>を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。

新

- (3) <u>先進的事業整備計画</u>が予定期間内に完了しない場合又は<u>先進的事業整備計画</u>の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4)この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。
- ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に は、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなら ない。
- エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地 方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに地方厚生 (支)局長に報告しなければならない。

なお、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ この交付金と<u>先進的事業整備計画</u>に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(<u>先進的事業</u>整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度

ĺΗ

- <u>イ 面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画の各計画間の</u> 経費の配分
- (2) <u>市町村整備計画</u>を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) <u>市町村整備計画</u>が予定期間内に完了しない場合又は<u>市町村整備計画</u>の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4)この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。
- ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに地方厚生(支) 局長に報告しなければならない。

なお、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ この交付金と整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別 紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を 整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(<u>市町村整備計画</u>の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管し

の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は 効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産 の財産処分が完了する日、又は適化決施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労 働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなら ない。

カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。 キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付 金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

- (5) 市町村が、民間事業者が実施する事業(以下「補助事業」という。) に対してこ の交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さ なければならない。
- ア (4)のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。

この場合において「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあ るのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補 助金」と読み替えるものとする。

- イ 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受 けなければならない。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならな V10
- エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合 には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業に より取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産につ いては、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期 間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及

ĺΗ

ておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、 又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を 経過する目のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契 約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金 配分金、日本船舶振興会又は、事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所 施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 市町村が、民間事業者が実施する事業(以下「補助事業」という。) に対してこの 交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなけ ればならない。
- ア (4)のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。

この場合において「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とある のは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」 と読み替えるものとする。

- イ 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。) する場合には、市町村長の承認を受け なければならない。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合 には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業に より取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産につ いては、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期 間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式に準じて速やかに市 町村長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が全国的に事業を展開 する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申 告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場 合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入 及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補 助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の 終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効 用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の 財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働 大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならな V,

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄 付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付 金を除く。

ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す るなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (6) (5) により付した条件(イ及びウを除く。) に基づき市町村の長が承認又は指 示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならな 11
- (7)補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させるこ とがある。
- (8) 補助事業者が(5) による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部 を取り消すことがある。

ĺΗ

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式に準じて速やかに市町 村長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が全国的に事業を展開す る組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を 行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、 本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及 び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(補助 事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了 後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増 加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分 が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に 定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付 金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を 除く。

ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する など、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (6) (5) により付した条件(イ及びウを除く。) に基づき市町村の長が承認又は指示 する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (7)補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る什入控除税 額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることが ある。
- (8)補助事業者が(5)による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を 取り消すことがある。

新

(申請手続)

(申請手続)

8 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

市町村は、別紙1の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生(支) 局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として2 月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

市町村は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により<u>先進的事業整備計画</u>の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の 翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出し て行わなければならない。

(交付金の返還)

12 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその 額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国

8 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

市町村は、別紙1の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生(支) 局長に提出するものとする。

旧

(変更申請手続)

9 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として2月 以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

市町村は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の目から起算して 1月を経過した日(7の(2)により<u>整備計画</u>の中止又は廃止の承認を受けた場合には、 当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいず れか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙4の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

12 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に

	(別紙)
新	旧
庫に返還することを命ずるものとする。	返還することを命ずるものとする。
(その他)	(その他)
13 特別の事情により 5 、 8 、 9 及び 1 1 に定める算定方法、手続きによることができ	13 特別の事情により5、8、9及び11に定める算定方法、手続きによることができな
ない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによる	い場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるもの
ものとする。	とする。

新	旧
別紙1	別紙1
番 号	番 号
年 月 日	年 月 日
——————————————————————————————————————	Т Д н
○○厚生(支)局長 殿	○○厚生(支)局長 殿
指定都市の長	指定都市の長
中 核 市の長 印	中 核 市の長 印
市区町村の長	市区町村の長
平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び	平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について
標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
記	記
рU	яL
	1 交付申請一覧表(面的整備計画に係る分) 別紙(1)のとおり
	1 文刊中間一見衣(国内金浦計画に体る方)
	0. 亚比
	2 平成 年度地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳
	<u>別紙(1)-2のとおり</u>
	3 地域介護・福祉空間整備推進交付金(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
	実施のために必要な事業)に係る事業計画確認シート 別紙(1)-3のとおり
	4 交付申請一覧表 (介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)
	別紙(2)のとおり
	5 平成 年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳
	(介護療養型医療施設転換整備計画に係る分) 別紙(2)-2のとおり
	(月晚原民主区原地队科民主册中国に所受力)
	0. 专门中等,原士(医生和中毒类的性利素)。 (2.1)
<u>1</u> 交付申請一覧表(先進的事業整備計画に係る分) <u>別紙(1)-1のとおり</u>	<u>6</u> 交付申請一覧表 (先進的事業整備計画に係る分) <u>別紙 (3) のとおり</u>
2 平成 年度先進的事業支援特例交付金申請額算出內訳	7 平成 年度先進的事業支援特例交付金申請額算出內訳
(先進的事業整備計画に係る分) <u>別紙(1)-2のとおり</u>	(先進的事業整備計画に係る分) 別紙 (3) - 2のとおり
3 先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業 <u>・地域支え合いセンター</u>)に係る	8 先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業)に係る

新			ا ا
事業計画確認シート	別紙(1)-3のとおり	事業計画確認シート	別紙 (3) - 3のとおり
(添付書類) ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予	算書(見込書)抄本	(添付書類) ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入	歳出予算書(見込書)抄本

新		旧
(削除)		
		(庫位:田)
		A
		福祉空間整備推進
		交付金交付申請額 地域介護·福祉空間整備推進交付金分
	炎 (分)	
	覧る	
	廃	
	調画	
	#######################################	
	型 無	
	护 卷	日
	恒	無
	₩	
		#E
	15 K	
	別紙(1) 別紙(1) (十町村名)	
	別線	

新								旧							
(削除)				(単位:円) 交付金所要額	-										
		整備計画名	日常生活圏域名	類嫌類	3										
	金申請額算出內彰			差引額 D (A-C)	4										
	空間整備推進交付			寄付金その他の収入額											
	年度 地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳			対象経費の実支出額	q										記入すること。
	平成年度			総事業費										着する事業に しいた。 からないない。	計構の額を比較して最も低い額を
				事業名										合計 2.3.2.た事業のうち、当該年度に整	交付金所要職には、B傭、D舗及びE購の合計庫の額を払較して最も低い額を記入すること。
	別紙(1)-2			No.	1	2	ಣ	অ'	ى	9	r-	∞	5		(注2) 交付金所要権

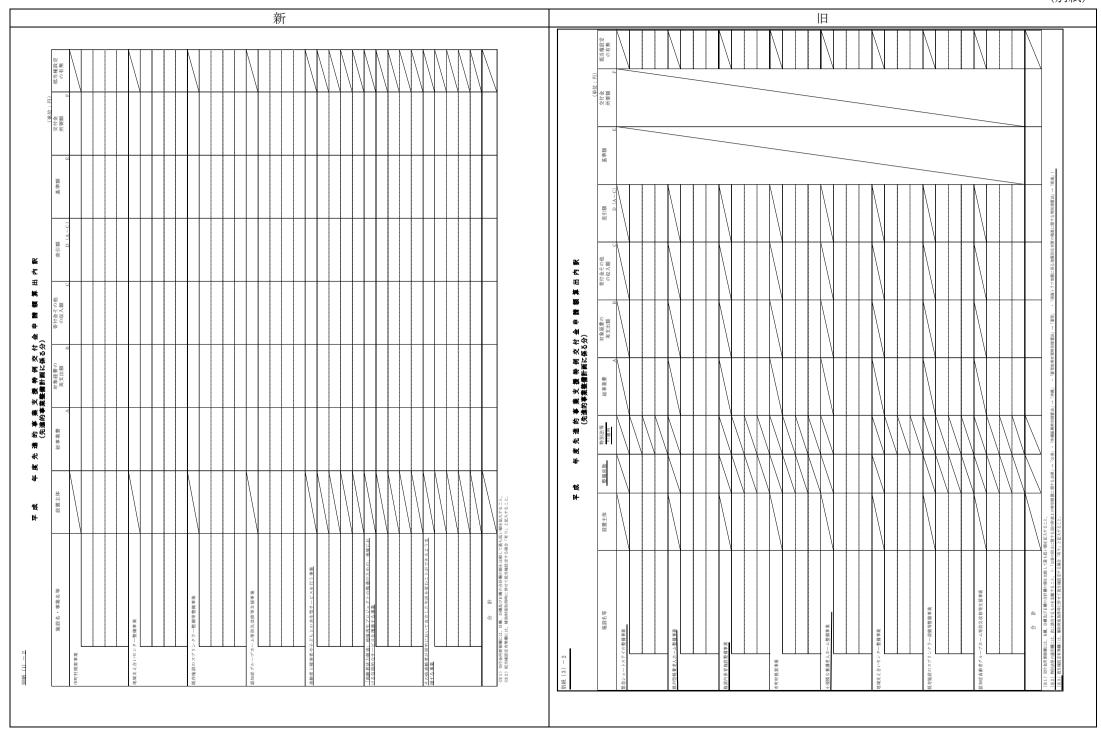
	新		旧			
(削除)		別紙 (1) -3			交	付申請用
(אשנינו)		地域介護・福祉空間整備推進交付金(「定期巡回・限に係る事業計画確認シート	随時対応型訪問介	↑護看護」の実績		
		弘 面 夕 软	老 7	広 旧 夕		
		計 画 名 称 市 町 村 名		府 県 名 域 名		
		117 *1 171 41		- T		
		1. 事業実施(予定)事業所情報				
		事 業 者 名				
		法人種別		定年月日 平	成 年	月 日
		併設 (予定) の事業所・施設状況 (介護・医療サービス) 事業 (サービス) 名 利用者 (定員) 数				
		※ 利用者(定員)欄については、短期入所・居住・施設系サービ ※ 事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。	『スについては利用 (ス	、所)定員数を、その)他サービスは利用実人員	しを記載すること。
		2. 事業の対象となる圏域の情報について				
		第1号被保険者数(人)			平成 年	月 月時点
		総数 要	要介護 1 要介	下護 2 要介証	護3 要介護4	要介護 5
		在宅要介護者数(人)				
		うち独居・高齢者のみ世帯の者 (人)				
		※把握できる直近のデータを記載すること。				l
		3. サービスの利用者数見込み				
		①当該区域における需要予測 総数(人)		見込み数の	の考え方	
		※「2.」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」利用者数見込み(潜在的需要見込み数)及びその考え方について記載すること。				
		②開設初年度				
		※当該事業所の「開設初年度」における利用者数見込み及び その考え方を記載すること。				
		③ 2 年度目				
		※当該事業所の「2年度目」における利用者数見込み及びその 考え方を記載すること。				
		4. 区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所	所の状況			
		事業所名 開設	没年月日 利用者数	数 端末所有数	備考(未使用端末	ドの状況等)
		※把握できる直近の情報を記載すること。				
		今回協議対象の事業所との関係				
		※既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所における	5サービス利用状況が仮	弘調である場合に今回	協議が必要な理由を記載	覚すること。

新			<u>I</u>		
(削除)	- Limberton	.)			
	5. 市区町村にお	3ける支援体制 (事業のPR等	<u>)</u>		
	6. 地域介護·福	冨祉空間整備推進交付金の交付	申請額		
			金 額 (千円)	備	考
	総事業費				
	内訳	オペレーションシステム一式			
		ケアコール端末の購入 (テレビ電話等含む)		購入端末数	個(人分)
		ICTを活用した、訪問介護員 等がサービス提供の状況をリ アルタイムで情報共有するた め携帯する端末		購入端末数	個
		その他物品等の購入		具体例()
		その他必要な経費		具体例()
	対象経費の実力	芝 出額			
	内訳	オペレーションシステム一式			
		ケアコール端末の購入 (テレビ電話等含む)		購入端末数	個(人分)
		ICTを活用した、訪問介護員 等がサービス提供の状況をリ アルタイムで情報共有するた め携帯する端末		購入端末数	個
		その他物品等の購入		具体例()
		その他必要な経費		具体例()
	交付申請額				
	(注) 交付申請	時点で把握した情報を記載す	⁻ ること。		

新	旧								
(削除)									
	<u> </u>								
	(田: 四萬)								
))								
		青⁄類							
		## ##							
		校							
		交付金交付申請額							
		×							
	交付申請一覧表((介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)								
	万半廃								
	严 恒								
	1 攤								
	### 								
	一					 			
	展								
	*								
	交議								
	\$								
		砼				11111111			
		恒				111111111111111111111111111111111111111			
		11111111				√ □			
		111111111111111111111111111111111111111							
	<u> </u>								
	(2) 丁村条								
	別紙(2) (市町村名)								
						<u> </u>			
	1								

新					旧						(別紙)
(削除)		抵当権設定 の有無									
	(E ###)	(中位: 円) 交付金 所要額									
		掛無機									
		差引額 D (A-C)									
	五 七 七	寄付金その他 の収入額									
		対象経費の 実支出額 B									
	帝 例 交 付 4 後整備計画に例	総 華 東 本	d d								
	業 文 援 (馬 森 教 教									
	年度先進的事業支援特例交付金申請額算出內职 (介護療養型医療施設転後整備計画に係る分)	転換前床数 うち転換床数									。 イン ・シ ・ダ ・ イン
	平 成 牛	転換後の施設種別									て最も低い額を記入す「有り」と記入するこ
	 	整備区分									F欄の額を比較し f権設定する場合
		設置土体									. D欄及びE欄の合言 窒敬得時に併せて抵当
	別繁(2)-2	介護療養型医療施設を 有する施設等の名称								कीच. ⊲ध	(注1)交付金所要額額には、お購、D購入び店舗の合計機の額を比較して最も低い額を記入すること。 (注2)抵当権設定欄には、補助財産取得等に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。
		W.		69	4 10	9	t-	∞	6		(株1 (株2

新									(別紙) 旧														
(声)	交付金交付申請額				新								(単位:円) 交付金交付申請額				旧 I						
交付申請一覧表 (先進的事業整備計画に係る分)	8								- thu		交付申請一覧表	(先進的事業整備計画に係る分)	名									- Title	
別紙 (1) -1 (市町村名)	抽								√α		別徴(3)	(市町村名)	福									∜ □	



新	旧
別紙 (1) -3 交付申請用 先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業・ <u>地域支え合いセンター</u>) に係る事業計画確認シート	別紙(3)-3 交付申請用
計画名称 都道府県名	先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業)に係る事業計画確認シート
市町村名 区 域	計画名称 都道府県名
1. 詳細な事業計画・事業内容	市町村名
①事業の目的	1. 詳細な事業計画・事業内容
ジ ず水り目的	①事業の目的
②事業の内容	②事業の内容
	②事業の内谷
③施設名称及び設置場所	③施設名称及び設置場所
施設名称	施設名称
設置場所	設置場所
④設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。	④設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。
名 称	名 称
概要	Any over
	概 要
⑤整備事業に要する費用 ※見積書(業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。	⑤整備事業に要する費用 ※見積書 (業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。
総事業費	総事業費
対象経費の実支出額 (単位:千円)	対象経費の実支出額 (単位:千円)
交付申請額	交付申請額
⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。	⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。
敷地面積	敷 地 面 積
延床面積 (単位: ㎡)	延 床 面 積 (単位: ㎡)
うち事業対象部分の面積	うち事業対象部分の面積
2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的公事業であると考える理由を記載すること。	2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。

旧

. 当該事業の利用者数見込み												11	3. 当該	事業の利用	者数見込	4												
当該区域における需要予測				見込み	数のま	考え方								事業の利力 該区域に:			1					見込	み数の	考えて	f			
月間見込総数 (人)														目見込総数		34,7103	_					70 /	- / 34 - /	3,62				
(当該事業の利用者数見込み (潜在的需要見込み	ъ																											
(日本の事業の利用有数先込み) (日本的需要先込。 (日本の書え方について記載すること。													※当該事 数)及び	業の利用者数り その考え方につ	見込み(潜布のいて記載す	:的需要見込み 「ること。												
年間見込総数 (人)		ぞ	各月 の変	延利用	 者数	見込み	(人)							年間見込	と総数 (ノ	.)	i				各月の	延利	用者数	見込み	ケ (人))		
開設初年度	月 4月 5	月 6月	7月	8月	9月	10月	11月 1	12月	1月 2	2月	3月			開設初年月			月	4月	5月	6月		8月	_		_	12月	1月	2月
当該事業の「開設初年度」における各月の延和	利見												※当該事	業の「開設初年		- ろ各月の延利	\rightarrow											
者数見込みを記載すること。年度途中での開き 場合は、開設月以降の見込みを記載すること。	投 込 数	$\perp \perp \perp$											用者粉見	込みを記載する 開設月以降の	ること、銀耳	流中での開設	込数											
2年度目		月 6月	7月	8月	9月	10月	11月 1	12月	1月 2	2月	3月			2年度目			月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1該事業の「2年度目」における各月の延利月 対見込みを記載すること。	用 込数												※当該事 者数見込	業の「2年度目 みを記載するこ	目」における こと。	各月の延利用	見 込 数											
当該事業に係る運営費(ランニン	グコスト)の年	間収支見i	入み	※収入及	及び支出の	の予定及	び考え方	を記載す	·ること。				4. 当該	事業に係る	運営費	(ランニン	グコス	ト) の	年間	仅支見	込み	※収入	人及び支む	出の予定	で及び考え	え方を記	見載するこ	. Ł.
当該事業により期待される事業効	1果			<u> </u>									5. 当該	事業により) 期待され	しる事業効.	匙											
	城支シ会いセン	タ ー」室間	后 4大 2石 :	及で影響	冬備 1.3	た施設	の利用	14大分层					6. 過去	の「市町村	 操案事	纟 実施状:	兄及び	整備し	た施	役の利	用状汤							
過去の「市町村提案事業」、「地		ター」実施	包状况。	<u>及び撃</u>			の利用]状况						の「市町村 ※実施年度、		_			た施	設の利	用状药	L		利用状	況			
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名				及び撃	, ,	利用状況		1	1.8	н эн	A2-					_			た施	役の利			5月 7月		況 月 10月	11月 12	:Я 1 Я 1	2月3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名		年度	施状況 。 4月 5	及び撃 3月 6月	, ,			1	1月2	月3月	合計		実施	業実施年度、 計画名		_				年度	4月	5月6	5月7月			11月 12	.月 1 月	2月3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名		年度延利用者数		及び整5月6月	, ,	利用状況		1	1月2	月3月	合計		事	業実施年度、 計画名 施設名		_			延		4月		5月7月			11月 12	.月 1 月	2月3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名		年度		及び弊	, ,	利用状況		1	1月2	月3月	습관		実施年	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体		_			延	年度 利用者数 (人)	4月	5月 6		8月9	月 10月		2月 1 月	2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体		年度延利用者数		及び繋5月6月3月6月	7月8	利用状況	10月 11	1			合計		実施年度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名		_			延	年度	4月	5月 6	5月 7月	8月9			:Я 1 Я :Я 1 Я	2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体		年度 延利用者数 (人) 年度	4月 5	及び撃 5月 6月 3月 6月	7月8	利用状況8月9月	10月 11	1月 12月			合計		実施年度 実施年	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体		_			延	年度 利用者数 (人) 年度 利用者数	4月	5月 6		8月9	月 10月		月 1月	2月 3月 2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名		年度 延利用者数 (人)	4月 5	及び撃 5月 6月 5月 6月	7月8	利用状況8月9月	10月 11	1月 12月			合計		実施年度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名		_			延	年度 利用者数 (人) 年度	4月	5月 6		8月9	月 10月		:月 1 月	2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設健主体 計画名 施設名 設定主体 計画名 施設名 施設名 施設名		年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人)	4月 5	5月 6月 5月 6月	7月8	利用状況 8月 9月 8月 9月	10月 11	1.月 12月 1.月 12月	1月2	月 3月			事 実施年度 実施年度 実	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名		_			延	年度 利用者数 (人) 年度 利用者数	· 4月 · 4月	5月 6	5月 7月	8月9	月 10月			2月 3月 2月 3月 2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名		年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度	4月 5	及び整 5月 6月 5月 6月	7月8	利用状況8月9月	10月 11	1.月 12月 1.月 12月	1月2				事 実施年度 実施年度 実施	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名		_			延	年度 (人) 年度 (利用者数 (人) 年度	· 4月 · 4月 · 4月	5月6	5月 7月	8月9	月 10月	11月 12		
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名		年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人)	4月 5	5月 6月 5月 6月	7月8	利用状況 8月 9月 8月 9月	10月 11	1.月 12月 1.月 12月	1月2	月 3月			事 実施年度 実施年度 実	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名		_			延河延河	年度 利用者数 (人) 年度 利用者数 (人)	· 4月 · 4月 · 4月	5月6	5月 7月	8月9	月 10月	11月 12		
<u> </u>	、設置主体	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人)	4月 5 4月 5 4月 5	5月 6月 5月 6月 5月 6月	7月877月8	利用状況 8月 9月 8月 9月 8月 9月	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1.FJ 12.FJ 1	1月 2 1月 2	月 3月			李施年度 李施年度 李施年度 李施年度	業実施年度 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名	整備計画	名、施設名、	設置主	体	延河延河	年度 利用者数 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人)	· 4月 · 4月 · 4月 · 4月	5月65月65月6	5月 7月	8月 9 8月 9 8月 9	月 10月 月 10月 月 10月	11月 12	月 1 月	2月 3月
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設健主体 計画名 施設名 設健主体 計画名 施設名 設健主体 計画名 施設名 設健主体 計画名	、設置主体	年度 延利用者数 (人)	4月 5 4月 5 4月 5	5月 6月 5月 6月 5月 6月	1 7月 8 7月 8 7月 8 7月 8	利用状況 8月 9月 8月 9月 8月 9月	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月	1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用者 ※利用者	案実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 遊置主体	整備計画	名、施設名、 整備した を を を を の に を の に 。 に に 。 に に 。 に に に に に に に に に に に に に	設置主についた。	体 事体 業で	延え	年度 利用者数 (人) 年度数 (人) 年度数 (人) 年度数 (人) 年度数 (人) (人) (人)	: 4月 : 4月 : 4月 : 4月 : はり	5月 6 5月 6 5月 6	5月 7月 5月 7月 5、設置 3分(多	8月9 8月9 8月9	月 10月 月 10月 月 10月 直流スペー	11月 12 11月 12	月 1月 4月~3 ミュニテ	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 の選手体 計画名 を記載すること。なお、延利用者数解 の延利用券数を記載すること。なること。また。	、設置主体 設について、事業実 には、場合を体では、 度に事業を実施し。	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 近利開者数 (工) 年度 近平離計	4月 5 4月 5 4月 5 4月 5 たよ利用 によ利用 によ利用	5月 6月 5月 6月 5月 6月 たきい	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 実施年度 ※ 海利の延 る数用の延	業実施年度 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名	整備計画 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	整備した施設名、 整備した施設 利削年を被にする 対的年度	設置主には業を支配していた。	体 事体、、 楽で峻	延河 延河 東麻年月 まな 中間 まな ままな しょうしゅう	年度 利用者数 年度 利用人) 年度 数 利(人) 年度 数 前(人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の「市町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 の選手機 が表示した。 は、対した。 と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、	、設置主体 設について、事業実 には、場合を体では、 度に事業を実施し。	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 近利開者数 (工) 年度 近平離計	4月 5 4月 5 4月 5 4月 5 たよ利用 によ利用 によ利用	5月 6月 5月 6月 5月 6月 たきい	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 実施年度 ※ 海利の延 る数用の延	案実施年度 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 と置ま体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体	整備計画 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	整備した施設名、 整備した施設 利削年を被にする 対的年度	設置主には業を支配していた。	体 事体、、 楽で峻	延河 延河 東麻年月 まな 中間 まな ままな しょうしゅう	年度 利用者数 年度 利用人) 年度 数 利(人) 年度 数 前(人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の「市町村操案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 支置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 を設置を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の「市町村操案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 支置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 を設置を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	案実施年度 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 と置ま体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の「中町村提案事業」、「地事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 施設 施設	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 月) の月 イカフェ
過去の 「中町村提案事業」、「地事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 施設 施設	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 7月) の月 イカフェ
過去の「市町村操案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 設置主体 計画名 施配名 支置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 計画名 を設置主体 を設置を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 7月) の月イカフェ
通去の「中町村提案事業」、「地 事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 りでは、1000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 ※利用利利度 ※利用利利度	業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 事業」により をと。なお、列を る名、設置主例	整備した施設名、 整備した施設 利用者変属に事 のみ記載する	設置主についたのでは、またとのでは、これである。	体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	延え 延え をない。 実はエエとりない。	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 7月) の月 イカフェ
<u> </u>	、設置主体 設について、事業炎が には、施設全体では、 度に事業を実施し、。 記載すること。記入情	年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 延利用者数 (人) 年度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 過用延年 (業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 設置主体 計画名 施設名 ・	整備計画 事業」により表した。なお、東たと、なお、東たと、なお、東京とことを、東京主任	整備した施設名、 整備した施設に 利利前が収置する のみ配載する	設置主についての には、を実 こと。 変 で を で で を で を で を で を で と で を で と で に の に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	、全人の大学を表し、一般の主には、大学の大学を表し、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	延りを発生されています。 がい がい がい かい がい かい	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 7月) の月 イカフェ
過去の 「中町村提案事業」、「地事業実施年度、整備計画名、施設名 計画名 施設名 施設 施設	設置主体 設について、事業実施 には、施設全体では、 には、施設を全体では、 記載すること。配入相 及び利用率向上に向け	年度 年度 延利用名数 (人) 年度 延利用名数 (人) 年度 延利用名数 (人) 年度 延利用名数 (人) 年度、整備計(人) 年度、整備計(人) 年度、整備計(人) 東東美に が足りない が足りない が足りない は	4月 5 4月 5 4月 5 + mm名、整変実 けこより無実、「	5月 6月 5月 6月 5月 6月 施職した無い 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	7月 8 7月 8 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	利用状况 8月 9月 8月 9月 体及び交流 体世代利用	10月 11 10月 11 10月 11 10月 11	1月 12月 1月 12月 1月 12月 年度 (4	1月 2 1月 2 1月 2	月 3月 3月	合計		事 実施年度 実施年度 実施年度 過用延年 (業実施年度、 計画名 施設名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 設置主体 計画名 を置き体 ででである。 対面名 をできる。 対面名 を変した。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変しまる。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面の名 を変した。 対面のる。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の。 対面の	整備計画 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と ・ と ・ と ・ と ・	整備した施設名、 整備した施設に 利利前が収置する のみ配載する	設置主についての には、を実 こと。 変 で を で で を で を で を で を で と で を で と で に の に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	、全人の大学を表し、一般の主には、大学の大学を表し、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	延りを発生されています。 がい がい がい かい がい かい	年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年度 (人) 年者 数 (人) 年者 数 (人)	. 4月 . 4月 . 4月 	5月 6 5月 6 5月 6 施設Aた施会機式を	5月 7月 5月 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月 5日 7月	8月9 8月9 8月9 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	月 10月 月 10月 月 10月 直流ズ把把 になる。	11月 12 11月 12 11月 12	月 1月 4月~3テに が上が 1月 1月	2月 3月 7月) の月イカフェ

新

新	旧
別紙 2	別紙 2
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
○○厚生(支)局長 殿 指定都市の長 中 核 市の長 印 市区町村の長	○○厚生(支)局長 殿 指定都市の長 中 核 市の長 印 市区町村の長
平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について	平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について
平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。	平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、次 の関係書類を添えて報告する。
記 1	<u>記</u>
	1 精算額一覧表 (面的整備計画に係る分) 別紙 (1) のとおり
	2 平成 年度地域介護・福祉空間整備推進交付金精算額算出内訳 別紙(1)-2のとおり
	3 地域介護・福祉空間整備推進交付金(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 実施のために必要な事業)に係る事業計画確認シート 別紙(1)-3のとおり
	4 精算額一覧表(介護療養型医療施設転換整備計画に係る分) 別紙(2)のとおり
	5 平成 年度先進的事業支援特例交付金精算額算出內訳
	(介護療養型医療施設転換整備計画に係る分) 別紙(2)-2のとおり
1 精算額一覧表(先進的事業整備計画に係る分) <u>別紙(2)-1のとおり</u>	<u>6</u> 精算額一覧表 (先進的事業整備計画に係る分) <u>別紙 (3) のとおり</u>
2平成年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳 (先進的事業整備計画に係る分)別紙(2) - 2のとおり	7平成年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳 (先進的事業整備計画に係る分)別紙(3)-2のとおり

新	旧 IE
3先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業・地域支え合いセンター) に係る 事業計画確認シート別紙(2) - 3のとおり	8 先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業)に係る 事業計画確認シート <u>別紙(3)-3のとおり</u>
(添付書類) ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書(見込書)抄本	(添付書類) ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書(見込書)抄本

新	旧 日
(削除)	(単位:田)
	5 分) 交付金精算額 地域介護·福祉空間整備推進交付金分
	(市町村名) 計画名 計画名 合計

新						1	日					
(削除)			(田・粉幣)	(平瓜: P) 差引過 △不足額 I(H-F)								
				交付金 受入済額 H								
		整備計画名	舌圏域名	交付金 交付決定額 6								
	年度地域介護・福祉空間整備推進交付金精算額算出内訳	整備	日常任	交付金 所要額 F								
				基準額								
	- 福祉空間整			差引額 D (A-C)								رخ چ
	年度地域介護			寄付金その他 の収入額 C								記入すること。 最も低い額を記入する
	 			対象経費の 実支出額 B								S備した事業について 計欄の額を比較しでf
				総事業費								(注1) 計画に記載された事業のうち、当該年度に整備した事業について記入すること。 (注2) 交付金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
	別紙(1)-2			事業名							윰	画に記載された事業 付金所要額欄には、I
				Na	- «	 7	s	ē	t	 ø		(注1) 計 (注2) 交

新	旧
(削除)	別紙(1)-3 地域介護・福祉空間整備推進交付金(「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の実施のために必要な事業) に係る事業計画確認シート
	計 画 名 称 都 道 府 県 名 市 町 村 名 区 域 名 1. 事業実施事業所情報 事 業 者 名 法 人 種 別 開設予定年月日 平成 年 月 日 併設の事業所・施設状況 (介護・医療サービスに限る) 事業 (サービス) 名 利用者 (定員) 数 (人)
	※ 利用者 (定員) 欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用 (入所) 定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。 ※ 事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。 2. 事業の対象となる圏域の情報について
	第1号被保険者数(人) 平成 年 月時点 総数 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 在宅要介護者数(人) うち独居・高齢者のみ世帯の者(人)
	 ※把握できる直近のデータを記載すること。 3. サービスの利用者数見込 (実績) ①当該区域における需要予測 総数 (人) 単「2.」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護者護」利用者数見込み () (選集) 数の考え方 ※「2.」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護者護」利用者数見込み () () () () () () () () () () () () ()
	※当該事業所の「開設初年度」における利用者数実績及びその把握方法を記載すること。 ③ 2 年度 目 ※当該事業所の「2年度目」における利用者数見込み及びその 考え方を記載すること。 4. 区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況
	事業所名 開設年月日 利用者数 端末所有数 備考 (未使用端末の状況等) ※把握できる直近の情報を記載すること。
	事業実施事業所との関係

新			<u> </u>		
(削除)	5. 市区町村	†における支援体制(事業のPR	等)_		
	c 내나스	* 短过空即散进批准大量人页至	1 #店		
	0. 地域介語	隻・福祉空間整備推進交付金の受		T	
			金額 (千円)	備	考
	総事業費				
	内	訳 オペレーションシステム一式			
		ケアコール端末の購入 (テレビ電話等含む)		購入端末数	個(人分)
		ICTを活用した、訪問介護員 等がサービス提供の状況をリ アルタイムで情報共有するが め携帯する端末	1	購入端末数	個
		その他物品等の購入		具体例()
		その他必要な経費		具体例()
	対象経費の			XIII VI	,
	内	訳 オペレーションシステム一式			
		ケアコール端末の購入 (テレビ電話等含む)		購入端末数	個(人分)
		ICTを活用した、訪問介護員 等がサービス提供の状況をリ アルタイムで情報共有するた め携帯する端末		購入端末数	個
		その他物品等の購入		具体例()
		その他必要な経費		具体例()
	交付金受力	 √額			
		<u>╰──</u> 実績報告時点で把握した情報を			

新	(אייריער)
(削除)	精算額一覧表 (小護療養型医療施設転機整備計画に係る分)
	精算 (全)

新					旧					
(削除)		(日: 4)	(中心: ロ) 数当権設定 の有無							
			差引過 △不足額 1 (H-F)							
			交付金受入済額							
			交付金 交付後		-				_	
			交付金 所要額 F							
		出内	基準額							
		年 度 先 進 的 事 業 支 援 特 例 交 付 金 精 算 額 算 出 内 訳 (介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)	差引額 D (A-C)							
		付金精画に係る分	対象経費の 寄付金その他 実支出額 の収入額 B C C							
		格例 交換整備計	対象経費の 実支出額 B							874-37-6 57-6 57-6
		業支援医療施設	総事業費 A							こで最も低い衛を置けて最も低い郷を置写し等)を新付する
		進 的事	斯							の合計権の額を比慮を3の合計権の額を比慮
		年 度 (分	転換前床数 3 5転機株数							B橋、D橋及びE橋 当権の設定を証明で
		设	転換後の施設権別							
		1	整備区分離							51. ととし、交付金列 権設定する場合 [4]
			語 本 本							の所要都を記入するの所要都を記入する
	- 2		国医療施設を 投等の名称							合 計 (注1)文付金所原鑑には、各施設とよの所度額を取入することとし、文付金所原額の合計機は、B職、D職及び日酬の計画の適を社教して最も筋・縮を取入すること。 (ほ2) 法指数数件を編集には、場の貯蔵を得まに使せて指出機能がする場合「第9」、形式、統領権の設定を指すするもの機関(映画の形し等)を紹介すること。
	別紙 (2) -2		小	64	ලා ඇ	ro.	9	t- x		
			× ×							想 想

	新	旧	(別紙)
一覧表 計画に係る分)	交付全権業額	- 覧表 (単位:円) (
別紙(2)-1 精算額一覧表 (先進的事業整備計画に係る分)	₹ the transfer of the transfe	対象 (3)	

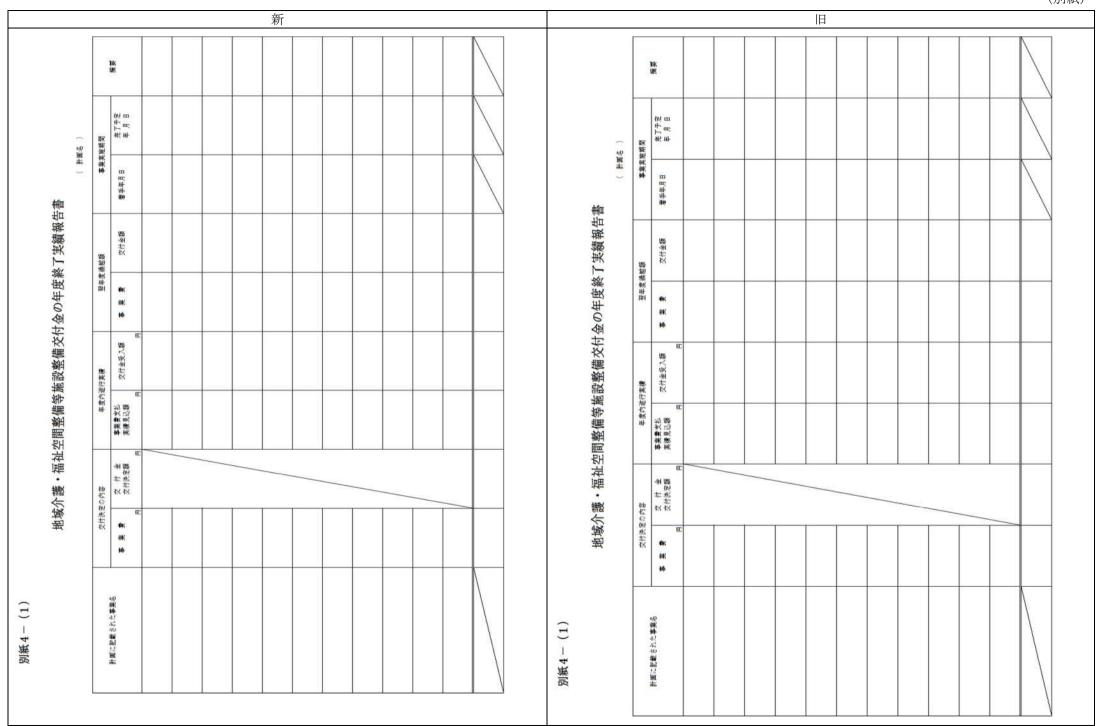
								新																												旧				_												
	(単位: 円) 抵当権設定 の有類										\setminus	\setminus			1			\\					新 佐当権 の有無 I(H-F)	$\frac{1}{2}$	1	<u> </u>	$\left\{ \right\}$	$\frac{1}{}$	$\left\{ \right\}$	$\frac{1}{\sqrt{1}}$	$\left\{ \right\}$	$\frac{1}{}$	\downarrow	H	$\frac{1}{}$	$\frac{1}{2}$	_		$\frac{1}{2}$	1	<u> </u>	\setminus	1	+	$\left\{ \right\}$		<u> </u>		_			
	差引過 △不足額 10年																					2. 19 2. 11	B A A B	$\frac{1}{1}$	\\ \	$\backslash \backslash$	\downarrow	$\frac{1}{1}$	\bigvee	1	$\downarrow \downarrow$	$\frac{1}{\sqrt{1}}$	$\frac{1}{\sqrt{2}}$	$\downarrow \downarrow$	$\frac{1}{}$	\	$\frac{1}{1}$	$\downarrow \downarrow$	\downarrow	\	$\frac{1}{1}$	\backslash	<u>\</u>	//	$\backslash \backslash$	\downarrow	1	\				
	交付金及入済額																					次付款	(多人) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1				\setminus			\bigvee		$\frac{1}{1}$	\downarrow			\bigvee						$\left \cdot \right $			\prod							
	交付金 交付決定額 0																					交付金	交付決定額	/	//	//	\prod_{i}	//	/	//	\prod_{i}	//	//	$\prod_{i=1}^{n}$	//	/	//	\bigvee		//	//	\bigvee	//	//		/	//					
	tz.																					交付金	所要額	//	$\backslash \backslash$	//		$\setminus \setminus$	$\left \cdot \right $	$\setminus \setminus$	$^{\prime}/^{\prime}$	//	//	, \	//	/	$\setminus \setminus$		//	//	//	$\left\langle \cdot \right\rangle$	//	//	\setminus		//					
±1 ₹	交付金 所要額																				£.	70-00-01	路 仲敬	/	//	//		$\setminus \setminus$		//		//	/			/	$\setminus \setminus$	//		//	//	//		//			//	\				
李 第 章	345 200 2000																			ر ا ا ا ا	(200	28-51 MI	\setminus												\setminus			\setminus													
-	巻引額 D (A-C)																			5最も低い額を配み等)を添付するこ	X 本 会 華	寄付金その他	の収入額。	1			\setminus									1			1	1									入すること。			
的 幸 雑 丈 嶽 命 宮 次 ケ 金(先進的事業機会計画に係る分)	寄付金その他 の収入額 C																			計画の額を比較して書類(巻記線の写し	的事業支援等例及付金(中部的事業等權計團に係る公)	対象経費の	- 東文田橋	1			\setminus			1		\downarrow				1			1										ここと最も低い額を記			
道 55 单 猴 (先谱55 单	対象語費の 実支出額 B																			D編及びE編の合 設定を証明できる。	先谱的 等 (朱谦的	600 Tale also alls.	28 + 28 M	\						1						1			1										量の合計権の徴を比象			the same and the same
年 廣 先	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																			2合計量は、B 量、 部入し、扱当権の	4	特別法等の	圖用	1	\bigvee	\setminus	\setminus			\setminus	\bigvee	\downarrow	$\Big)$		\bigvee	1			7	\bigvee		\prod	1		\setminus				・ B欄、D欄及びE			
段	*				H		+			$\frac{1}{\sqrt{1}}$	\downarrow		\	\ \	$\frac{1}{\sqrt{1}}$	\		1		、交付金所要額のる場合「有り」と	日	78 101 02700	報信米数				\setminus		١	\setminus	\int	\setminus	\setminus		$\sqrt{}$					\bigvee			\bigvee						所要額の合計欄は、	⊣ I	「遊徑」	
	超級				\prod		<u> \</u>	\prod		$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{1}$		\bigvee	\setminus	$\frac{1}{1}$	1		1	$\frac{1}{1}$	和スナーることとし ひて枝当権設定す		-Price marks		$\setminus $			\setminus												$\setminus $			\setminus							ることとし、交付金	去律」 → 「公告	↑ 「松麗舞器を	Offic desperation
	施設名・事業名等		湖 北掛		※ 北陽森県 本		功災改善等支援事業			との共生型サービスを行う事業		再生プロジェクトの推進のための、地				いて自立した生活を営むことができる。				合 計 開には、各施設ごとの所要額を訂 開開には、補助財産股務時に併せ	別略(3)-2	24. 47.10.0 1991	MLIX 行 等	**			9									樂班			*			※共享 ※公事:			,等防災、修修支援事業			#=	(注1)交付金所要額欄には、各館設ごとの所要額を配入する(注2)特別法等の適用欄には、次に該当するものを配載する	する国の財政上の特別措置に関する2 置法」 → 「沖縄」	別措置法」 → 「豪電」 こ係る地震防災対策の推通に関する特	The state of the s
	2. 计图片图像 樂	 <u> </u>	出版支え合いセンター教	 	既存施設のスプリンクラ		認知症グループホーム等		 -	高齢者と顕著者や子ども		 「高齢者活力創造」地域				その低高齢者が歴史にお支援する事業				(注1)交付金所要額 (注2)抵当権設定利	2 (3) -3			(急ショートステイの整備車			1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1			1股內保育施設整備事業		要素を設定し				>規模な養護を入ホーム整备			3歳支え合いセンター整備率			1件施設のスプリンクラー語			3知症高齢者グループホーム				(注1) 交付金所要額欄. (注2) 特別法等の適用	「公害の防止に関 ・「沖縄振興特別指	「豪雪地帯対策枠 ・「南海トラフ地震」	the the state of the fire and

为		III	
別紙(2)— 3	事業実績報告用		
先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業・ <u>地域支え合いセンター</u>)に係	る事業計画催認ンート	別紙(3)-3 事業実績報告)	a
計画名称 都道府県名		先進的事業支援特例交付金(市町村提案事業)に係る事業計画確認シート	
市町村名		計画名称 都道府県名	
1. 詳細な事業計画・事業内容		市町村名 区 域	
①事業の目的		1. 詳細な事業計画・事業内容	
		①事業の目的	
②事業の内容			
		②事業の内容	
③施設名称及び設置場所			
施設名称			
設置場所		③施設名称及び設置場所	l
④設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載され;	目的・活動・事業等を記載すること。	施設名称	_
	şi)	設置場所	-4
概要		①設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。 名 称 種 別	$\neg \bot$
似。安		名 M 性 別	-
⑤整備事業に要した費用		概要	
総事業費			
対象経費の実支出額	(単位: 千円)	総事業費	
受入額		対象経費の実支出額 (単位:	千円)
⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設地及び施設内の現況等)を添付すること。		受入額	
敷 地 面 積 延 床 面 積	(単位: m²)	⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設地及び施設内の現況等)を添付すること。	
うち事業対象部分の面積	(4- <u>15</u> , 111)	敷 地 面 積	
		延床面積(単位	. m²)
2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記	厳すること。	うち事業対象部分の面積	
		2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。	=
Ц			

新	旧
3. 当該事業の利用者数見込 (実績)	3. 当該事業の利用者数見込 (実績)
当該区域における需要予測 見込み数の考え方	当該区域における需要予測 見込み数の考え方
月間見込総数(人)	月間見込総数 (人)
※当該事業の利用者数見込み (潜在的需要見込み 数) 及びその考え方について記載すること。	※当該事業の利用者数見込み(潜在的需要見込み 数)及びその考え方について記載すること。
年間見込(実績)総数(人) 各月の延利用者数見込(実績)(人)	年間見込 (実績) 総数 (人) 各月の延利用者数見込 (実績) (人)
<u>開設初年度</u> 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	開設初年度(実績) 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利 用者数実績を記載すること。年度途中での開設の 場合は、開設月以降の実績を記載すること。	※当該事業の「開設初年度」における各月の延利 用者数英規を記載すること。年度途中での開設の 場合は、開設月以降の英績を記載すること。
2年度目 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2年度目 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用 者数見込みを記載すること。 数	※当該事業の「2年度目」における各月の延利用 者数見込みを記載すること。 数
A SACRAGE WILLIAM OF SECURITY OF SACRAGE AND A SACRAGE AND	4 火铁事物区核又等必事(与1/4)// 4 2 1)の位間位本日177
4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。	4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。
5. 当該事業により期待される事業効果	5. 当該事業により期待される事業効果
6. 過去の「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」実施状況及び整備した施設の利用状況	6. 過去の「市町村提案事業」実施状況及び整備した施設の利用状況
事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体 利用状况	事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体 利用状况
実 計画名 年度 4月5月6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月合計	実 計画名 年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計
施 年 施設名 延利用者数	施 施設名 延利用者数
度 設置主体 (人)	度 設置主体 (人)
来 計画名 年度 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月10月11月12月 1 月 2 月 3 月 合計	実 計画名 年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計
年 施設名 延利用者数 (人)	年 延利用者数
N E 1F	IXELTP
実 計画名 年度 4月5月6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月合計 施 施設名	
年 施設名 度 設置主体 延利用者数 (人)	年 <u>他</u> 設名 延利用者数 (人) (人)
※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度(4月~3月)の月別延利	※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度(4月~3月)の月別延
用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分(多世代交流スペース・コミュニティカフェ等)の 延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年	利用者数を記載すること。 なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分 (多世代交流スペース・コミュニティカフェ等) の延利用者数を記載すること。 また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実 施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。 記入欄が足りない場合は、同等の株式を作成の上、別紙にて提出すること。
度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。	施牛茂、肝囲名、施政名、政策主体のみ記載すること。能入輔か足りない場合は、同等の様式を作成の上、別様にも娩出すること。
7. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について	7. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について
・・ ルビス ・ ナ 木 ババン 正順区、 不り用 4人がシコン(医力) (公区 ジャリカ 中国 上 に 円 り / こ以り 離めた 寺にこといて	・・ 場成 テ 赤バン E 側 図、 TUTE VOTA VOTE ME A TOTAL T
(分) 實際中籍和生態を表現相目も極和大和動きストル	(注)事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。
(注) 事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。	(は) 学未天願牧百时がで把握した情報を記載すること。

19	度 出 子 当 年 日		
(4) 2458-2462 (5) 3458-2462 (6) 3458-2462 (6) 3458-2462 (6) 3458-2462 (6) 3458-2462 (7) 3458-2462 (7) 3458-2462 (7) 3458-2462 (8) 358-2462 (9) 358-2462 (1) 3458-2462 (1) 34	(1) 8.85(8 - 1828)	出子算料目の額 本付決定 科目子算規額 収入済額 科目子算規額 うち交付金 支出済額 うち交付金 理年機起額 うち交付金 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由当額 由	
11	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
(日) 総名所書、総別200 (日) (日) (2000年の30 日本) (1900年70日 1900年70日 1900年70	10 20 20 20 20 20 20 20	(目) 地域介護·福祉空間 整備等施設整備交付 金	
1 (国) (2018年26日 は、安保を信息 即の対象を確認されること。 2 (日本) (2018年26日 は、安保を信息 即の対象を確認されること。 3 (日本) (2018年26日 は、安保を信息 即の対象を定めます。と、 2 (日本) (2018年26日 また) (2018年26日 と、 2018年26日	1 日本の「2008年の	(目) 地域介藤·福祉空間 整備推進交付金	
年度 単独介護・福祉金剛整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉金開整備柱連交付金調書	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金額書	(作成要額) 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあっては、點、項、目、節を、歳出にあっては、點、項、目をそれぞれ記入すること。 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、有正予算額、予備費と出額、流用地減額等の区分を明らかにして記入すること。 4 「補毒」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 5 補助業業等の市町村の歳出予算額の機能が行なたれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準すること。この場合において市町村の歳入の料目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。	
日 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	在市 同在兴疆允正;	
予算 科 目 交付決定 科 目 予算更額 したが合金 大	子 算 科 目 交付款定 別 入 職 本	TA TE	
予算 料 目 交付決定 科 目 予算規額 (L)入済額 料 目 予算規額 (L)入済額 料 目 予算規額 うち交付金 型配理機関額 うち交付金 (M 当額) ち交付金 (M 当) ち交付金 (M 当) ち交付金 (M 1) は (M 1	子 類 科 目	数 入 機 出	
保険制度運営指導 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	解析策定運動性	出子算料目 交付決定 科目子類類 収入済額 科目子類類 55交付金 支出済額 55交付金 理性機能額 55交付金 指当額 相当額 用当額 用当額 用当額 用当額 用当額 日 円	
備与施設整備交付 備与施設整備交付 通報を受付金の類は、交付後途面易の交付金の確定記入すること。 可引 JO (交付決定必期は、交付決定面の場の交付金の確定記入すること。 算契割は、歳入にあっては、当初手類、補正子算額の区分を、酸出にあっては、数、項、目をそれが認入すること。 第1、参考となる、本項で金重に配入する。 第1、参考となる、本項で金重においまして、第1、第1、第2、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、第1、	商等施設整備交付 商等施設整備交付 関係施設を信金面 即用では、 機人にあっては、 等、項、目、第を、機出にあっては、 等、項、目をそれぞれ配入すること。 再列動」は、機人にあっては、 等、項、目、第を、機出にあっては、 等の子類、 補正子算額、予酬券支出額、 港門物域商等の区分を明らかにして記入すること。 事等等の指面すけ、機人にあっては、 等、項、目、第を、機出にあっては、 当初子算額、 補正子算額、予酬券支出額、 港間物域商等の区分を明らかにして記入すること。 事務等の指面すけ機出子類面の機能が行なわれた場合における登録事業等に係る交付金についての概律の「特は、本表に準すること。この場合において市町付 の特目に「前年機構造額」を得げる場合は、その「子算更額」及び「収入液数」の数字下欄に交付金額を内書()をもって解記すること。		
備権進炎付金 開催進炎付金 1の『佼存定の顧」は、交付夜電毎事の交倍の類を配入すこと。 1の『佼存定の顧」は、凌んだかっては、彰、項、目、第を、歳出にかっては、歌、項、目をそれぞ記入すること。 専規額(は、歳んたかっては、当初手類額、補正子算額等の区分を、歳出にかっては、当の子算額、補正子算額、不需責と超額、流相精額等の区分からして記入すること。 ************************************	開作進文付金 開作進文付金 1の「交付決定の類」は、変人決定通知部の交付金の類を記入すること。 即打」の「容付決定の類」は、変入にあっては、素、項、目 第を、歳出にあっては、素、項、目をそれぞれ配入すること。 単規額」は、歳入にあっては、当が子算額、補正子算額等の区分を、確出にあっては、当が子算額、補正予算額、補正予算額、利産費支出額、適用増減額等の区分を明らかにして記入すること。 考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 事業等の市町付の歳出子算額の機能が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本数に増すること。この場合において市町付 の科目に「前年度機越額」を掲げる場合は、その「予算規額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって解記すること。	(目) 地域介護・編祉空間 整備等施設整備交付 金	
(目) 地域介護・福祉空間 整備推進文件金 1 「国」の「交付決定の類」は、交付決定通知事の交付金の額を配入すること。 2 「市町村」の「科目」は、歳人にあっては、第、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ配入すること。 3 「予算短額」は、歳人にあっては、当び予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、不需要支出額、流用端減額等の区分を明らかにして配入すること。 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜配入すること。	備権進交付金 1の「交付決定の額」は、交付決定通知事の交付金の額を配入すること。 可付」の「科目」は、歳人にあっては、熱、項、目、質を、歳出にあっては、熱、項、目をそみぞれ記入すること。 第規額」は、歳人にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予重費支出額、流用消滅額等の区分を明らかにして配入すること。 考」は、参考となるべき事項を通宜記入すること。 事業等の市町村の歳出予算額の機越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準すること。この場合において市町村 の科目に「前年度機越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって所記すること。		
(作成要領) 1 「国」の「交付決定の題」は、交付決定通知書の交付金の類を記入すること。 2 「市町村」の「科目」は、歳人にあっては、著、項、目、節を、歳出にあっては、第、項、目をそれぞれ記入すること。 3 「予算規額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、適用増減額等の区分を明らかにして記入すること。 4 「編考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 - しかったのは、一本のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1の「交付決定の額」は、交付決定通知事の交付金の額を配入すること。 町村」の「科目」は、歳人にあっては、 款、項、目、節を、歳出にあっては、 款、項、目をそれぞれ記入すること。 単規額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予酬費を出額、適用増減額等の区分を明らかにして記入すること。 考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 事業等の市町村の歳出予算額の機越が行なたれた場合における翌年度に行われる当務事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村 の科目に「前年度機越額」を掲げる場合は、その「予算規額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。	(目) 地域介護·福祉空間 整備推進交付金	
は出土をつける (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事業等の市町村の慶出子鼻部の機能が行なわれた場合における翌年度に行われる当路事業等に係る交付金についての講廊の作成は、本表に準すること。この場合において市町村 の科目に「前年度機能額」を掲げる場合は、その「子算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。	(作成要額) 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。 2 「市町村」の「斜目」は、歳入にあっては、獣 項、目、筒を、歳出にあっては、獣 項、目をそれぞれ記入すること。 3 「予算現態」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、清田增級額等の区分を明らかにして記入すること。 4 「編考」は、歳考となるへき事項を適宜記入すること。	

新	旧
別紙4	別紙4
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
○○厚生(支)局長 殿	○○厚生(支)局長 殿
指定都市の長 中 核 市の長 印 市区町村の長	指定都市の長 中 核 市の長 印 市区町村の長
平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について	平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について
標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。	標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。
記	記
1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書
別紙4-(1)のとおり	別紙4- (1) のとおり



新	旧
別紙 5	別紙 5
番 号	番
年 月 日	年 月 日
○○厚生(支)局長 殿	○○厚生(支)局長 殿
指定都市の長	 指定都市の長
中核市の長の印	中核市の長
市区町村の長	市区町村の長
平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成 年度	平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成 年度
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。
1 施設の種類及び名称	1 施設の種類及び名称
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第 15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第1 5条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
<u>金 円</u>	<u>金 円</u>
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(要交付金返還相当額)	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(要交付金返還相当額)
<u>金</u>	<u>金</u> 円
4 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等	4 添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

	(万月和天)
新	旧
(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。	(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。